

参 考 資 料

以下は、影響調査専門調査会における検討を技術的に支援するために編成されたモデルケースワーキングチームにおける研究成果の概要である。

これは執筆を分担したワーキングチームのメンバーの個人論文であり、専門調査会の総意を集約したものではない。

女性の就業と経済制度，世帯属性：要約

橘木俊詔 高畑雄嗣 横山由紀子 *

現在及び将来にわたって，女性の就業促進が期待されているにも関わらず，税制・社会保障制度によって，就業選択行動が影響を受けていると言われる。この問題を解消し，制度的要因に左右されない就業選択行動を可能にする方策が求められている。

女性の就業を抑制する要因の1つとして，配偶者控除・配偶者特別控除の存在が指摘される。制度上は，いわゆる所得の逆転現象が生じないので，労働時間調整や賃金調整は合理的選択ではない。しかし，現行制度を意識した女性の就業行動を検証することは，税制を考察する上で不可欠である。

公的年金に関しては収入や労働時間に関する基準が存在し，それに基づいて被保険者としての扱い・保険料負担の扱いが異なる。よって，保険料納付義務の発生を通じて女性の労働供給に影響を与えと考えられる。

そこで，現行制度がどのように女性の就業選択行動に影響を与えているのかを検討するための準備として，『全国消費実態調査』の個票データを用いた実証分析を通じて現状を探る。またその際には世帯属性や出産・育児というライフサイクル中のイベントにも注意を払う。

実証分析の結果からは，まず就業の意思決定については，親との同居は雇用就業（特にフルタイム就業）を促すと言える。ただし比較的若い女性にとっては，第1子出産と就業のトレードオフの関係も存在する。逆に就業を抑制する要因は世帯所得と未就学児数である。また税制と公的年金制度が就業抑制につながり，これらの制度を考慮した就業調整を行っていることも確認された。

さらに3号被保険者の対象となる確率は，世帯所得の増加と共に大きくなる。世帯所得の増加は女性の就業を抑制するからであろう。逆に親との同居は就業を促すことで，3号被保険者の対象となる確率を下げる。

税制上の控除対象となる要因として，親との同居や世帯所得・資産の増加は控除の対象外となる結果を得た。また未就学児の存在は就業抑制を通じて，控除の対象者を増やしていることも留意すべきであろう。

家事・育児の負担の多くを担っている女性の就業形態の選択肢として，

*京都大学，久留米大学，兵庫県立大学。

自営業就業に関する推定も行った。未就学児数は自営業確率を上昇させるが、親との同居はむしろ雇用労働者として就業を促すことが分かった。

また就業形態選択の結果である収入関数と労働時間関数からは、税制・公的年金制度が就業調整につながっていることが示された。

女性の就業は世帯属性以外にも税制・公的年金制度によって左右されること、労働時間と収入にも影響が生じることが明らかになった。さらに言えば税制・公的年金制度による就業への影響（控除対象者になること、3号被保険者になること）も、個人や世帯の属性が影響を与えている。就業を望む女性にとって働きやすい環境を整備するには、個人や世帯の属性に注意を払いつつ、現行制度を考察することが求められる。

ワーキングチームⅠ 概要版

永瀬伸子（お茶の水女子大学大学院人間文化研究科）

縄田和満（東京大学大学院工学系研究科）

村尾祐美子（東京大学社会科学研究所学術振興会研究員）

原 尚幸（東京大学大学院工学系研究科）

出島敬久（上智大学経済学部）

ワーキング・チームⅠでは、保育園の充実や、税制上の制度変更等が、女性の労働供給や夫婦の賃金に与える影響について、総務省『全国消費実態調査』平成11年、平成6年のデータを用いて推計した。具体的には次の点が明らかになった。

1. 配偶者控除、配偶者特別控除、配偶者手当の廃止はパートの労働時間を増やす

サラリーマン世帯のパートの妻の労働供給行動を推計した。推計されたパラメータにもとづき、上記の3制度がなくなる影響を推計した。企業から一定の配偶者手当が支給されると仮定すると96-103万で働くパートの7割が、また121-130万円で働くパートの5割が、いわゆる「パートの壁」に面している。ここでは労働時間を週あたり1時間程度増やすと世帯手取りが減る者を「壁」に面した者と定義したが、上記仮定のもとではパートで働く既婚女性の16%にあたる。

「壁」がなくなると既婚パート女性の労働時間は大きく伸びる。ただし男性との賃金格差は大きいので、労働時間が伸びると夫婦間の収入差が大きく縮小することにはならない。

2. 保育園の充実が正社員選択を引き上げる：特に大都市地域の充実が急務

居住地域の保育環境を充実することが、0-5歳児の母親の就業行動に与える変化を推計した。低年齢児保育枠を充実し子ども数の最低3割に（現状ではこの統計による自治体平均は13.9%）、幼年児保育枠を子ども数の最低5割に（現状自治体平均32.6%）増やしたケース、夫の収入が7割に落ちたケースなどのシミュレーションを行った²。

0-2歳児保育を拡充すると正社員を選択する者が増え、3-5歳児保育を拡充すると、正社員およびパートの選択が増える。一方、夫の収入が下落する場合には、パートの選択が増えることが示された。夫の収入の低下と保育園の充実が同時に進展する場合には、母親の就業はより進む。上記例では、0-5歳児のいる母親の7割が無職（現状の推計値）だが、これが6割に低下、正社員選択が13%から20%に上昇、パート選択が13%から17%に上昇する。

保育園利用者を地域別に集計すると、東京圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）と大阪圏（大阪、兵庫、京都）など、待機児童が多い大都市地域の既存保育枠が全国でも最低であることが示された。保育園ストックが少ない大都会の保育園の拡充は急務である。

¹配偶者手当については、内閣府『雇用システムアンケート調査』から産業・企業規模別平均を外挿し、民間企業は103万、公務員は130万円で支給停止を仮定、社会保険料は、年間労働時間が1500時間超で厚生年金保険賦課、130万円超で国民年金保険料賦課を仮定した。

²厚生労働省における『社会保障の経済分析研究会』が1996年に実施した自治体別調査から自治体の児童数に定める低年齢児保育枠、幼年児保育枠を外挿した。

3. 高齢者に対して児童への給付の乏しさが目立つ

年金給付を見ると、モデル年金約 290 万円を超える給付を受ける世帯が高齢者 2 人暮らし世帯の半数も存在する。女性の年金は全般に低水準であり、世帯の年金格差は主に男性の年金格差である。ただし夫婦の合計年金額が 350 万円を超える世帯では女性の年金額も比較的高い。一方で低年金者、無年金者もあり、子どもと同居する世帯に高く、女性により多い。

一方、子どものいる世帯への社会的な給付は格段に低い。保育園の利用状況から保育単価による保育供給額、子ども数と収入から児童手当を推計すると 6 歳以下の子どもへの社会的給付は年間 18 万程度に過ぎない³。平均寿命が伸びる中で、高齢者への給付は自動的に拡大しているが、給付を支える次世代育成への社会的負担は低いまま、私的負担に任されている。

4. 夫婦の収入格差はきわめて大きい

夫婦の収入内訳についての政府統計は少なく、『全国消費実態調査』は数少ない一つである。妻の半数は無収入であり、次いで年収 103 万未満が多く、両方で勤労者世帯の妻の 7 割弱に達する。年収が 500 万円以上である世帯主は勤労者世帯の 6 割を占めるが、妻については勤労者世帯のわずか 5% である。家計における妻の収入の少なさは、未婚者等が含まれる労働統計が示す男女の収入差よりも格段に大きいものである。

格差が大きい要因として、無収入の女性が少なくないこと、幼い子どもの存在が女性の収入を下落させること、加えて男性の収入は年功的色彩が強いが、女性にはその度合いが小さいことがある。

5. 世帯単位の税制・社会保険料負担と女性の働き方のかかわり

勤労者世帯の税・社会保険料を夫婦それぞれの勤労収入と家族属性から推計し、妻の就業形態別に、世帯が負担する税・社会保険料を比較すると、比較的度数の高い世帯年収 500-800 万の層では、周知のように、妻の年収が一定以下（税制 103 万、社会保険料 130 万）で世帯収入あたりの負担はもっとも低い。より高所得の層では、妻の勤労収入が高い方が税負担は（給与所得控除があるため）低下し、社会保険料負担は（賦課上限が夫婦単位で見ると大きく引き上げられるため）上昇する。低所得層では税金負担が相対的に軽く、高所得層では社会保険料負担が相対的に軽い。高齢者世帯では両者の負担が軽い。

結果から

今回の集計から、夫婦を見ると、男性が稼ぎ手、女性がケア者または家計補助者という世帯が勤労者世帯では依然として多数をしめること、さらに配偶者手当、配偶者特別控除、配偶者控除など、妻が低収入であることを前提とした制度が、その傾向を助長していること、根本的には男女で収入関数が大きく異なることが男女の顕著な年収格差を生んでいることが示された。また社会的な支援として、高齢者への移転は年金だけを取り上げても大きいものだが（他に介護サービスなど）子どものいる世帯への給付は保育サービス、児童手当をあわせても比較にならず少ないことも示された。

³ 保育単価には保育料の自己負担分も含まれている。だから正確には保育園の供給に使われている国基準で見た公私の金額合計である。